

## 新型コロナウイルス禍における組合員活動のガイドライン

- ・5/25 全国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、6月より徐々に組合員活動を再開していきます。
- ・生協は人との関わり合いを通じて協同性を発揮する人の組織ですが、今後の第二波・第三波の発生を考えると、残念ながらこれまで通りの活動を再開することはできません。
- ・感染防止のためには一定の制限を設けざるを得ず、また再び緊急事態が宣言された場合には、再度自粛を想定した再開となります。
- ・5/28 理事会で「新型コロナウイルス禍における組合員活動のガイドライン」を定めました。このガイドライン（指針）は、専門家会議の提言を踏まえて国が定めた「新しい生活様式」に基づいたものです。6月から活動を再開するにあたって定めたものであり、今後組織討議を重ねながら順次見直し、私たちの活動に即したガイドラインにしていきます。
- ・単協・エリアに関わらず、全ての組合員活動のガイドラインと位置付け、組合員活動・事業活動での感染防止に努めます。

### ◆一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- (2) 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- (3) 水と石けんを使ってこまめに手洗い

### ◆組合員活動における感染防止の基本

- (1) 発熱又は風邪の症状がある場合は活動参加を控える
  - ・活動参加の前に検温するとともに、発熱が無くても咳やだるさなど風邪の症状がある場合には参加を控えましょう。
- (2) 3密（密集、密接、密閉）の回避、室内での活動中はこまめに換気
  - ・全ての活動において3密回避を徹底し、回避できない場合は実施を見送りましょう。また、室内での活動中はこまめに換気しましょう。

- ・対面する活動中はマスクの着用を原則とし、会議のレイアウトも含めできるだけ人との間隔を空けることを意識し、可能な限り真正面となることを避けましょう。
- ・センターへ出入りする際には、事業の継続に影響を及ぼすことが無いよう、検温・マスク着用・除菌・3密回避を徹底しましょう。特に、事務所や印刷室へ出入りする際には十分注意しましょう。

### (3) 食事や調理を伴う活動時の注意

- ・試食や昼食など、多人数で食事をする場合には大皿の使用は避け、料理は個々に取り分けましょう。また、 tong など器具の共用を避けましょう。
- ・食事中などマスクが着用できない場合には、咳エチケットを徹底しましょう。
- ・調理する場合には、水と石けんを使ってこまめに手洗いしましょう。また、調理道具の共有などは極力避けましょう。

### (4) 密接が避けられない託児は当面中止

- ・託児は子どもとケア者の密接が避けられません。密集の可能性も高い集団託児は当面中止します。

### (5) センター使用した後は、組合員でアルコール清拭を実施

- ・ドアノブなど、施設の日常的なアルコール清拭は事務局が行いますが、事務局不在の会議などでセンターを使用した場合には、終了後に机やドアノブ等のアルコール清拭を組合員で実施しましょう。

### (6) 県外へ出向く、来てもらう活動は当面自粛

- ・産地見学など県外へ出向く活動や、生産者交流会など県外から来てもらう活動は、当面の間自粛しましょう。(特に生産者関連は、連合消費委員会の決定に沿うことを基本とします)

### (7) 不特定多数で集まる活動は当面自粛

- ・不特定多数が集まるイベントや企画は当面自粛しましょう。また、万が一感染者が出た場合に備え、事前集約や名簿を残すなどして、参加者を特定できるようにしましょう。
- ・会議や企画などで、積極的にオンラインを活用しましょう。